

市民意見の募集結果

小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	平成27年9月15日（火）
意見提出期間	平成27年9月15日（火）から平成27年10月14日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（4人）
インターネット	3人
ファクシミリ	1人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	4
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

駐車施設の附置の特例に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>駐車施設の附置の特例の緩和に賛成する。</p> <p>現行条例では、原則、建築物の敷地内に駐車場を設ける必要があり、多くの場合は地下駐車場を設置することとなり、多額の建設コストがかかり開発が進まない。</p> <p>改正により開発が促進され、中心市街地が活性化することを期待する。</p>	B	<p>まちなか居住の推進や低層階への商業立地に資する民間開発の誘導など、各種まちづくりの計画とも整合を図り、中心市街地の活性化にも寄与するものと考えます。</p>
2	<p>駐車施設の附置の特例の緩和に賛成する。</p> <p>施設等に駐車場が必要であれば事業者自身が設置すると考える。</p> <p>改正により開発が促進され、中心市街地が活性化することを期待する。</p>	B	<p>まちなか居住の推進や低層階への商業立地に資する民間開発の誘導など、各種まちづくりの計画とも整合を図り、中心市街地の活性化にも寄与するものと考えます。</p>
3	<p>条例の改正により建物一階部分の有効活用が期待できる。中心市街地の活性化に向けて進めるべきと考える。</p>	B	<p>まちなか居住の推進や低層階への商業立地に資する民間開発の誘導など、各種まちづくりの計画とも整合を図り、中心市街地の活性化にも寄与するものと考えます。</p>
4	<p>条例の改正により商店の連続性が生まれ消費者の利便性が増すと考えられる。予定通り条例の改正が行われることを要望する。</p>	B	<p>条例の改正により、街並みの連続性や歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指したいと考えます。</p>

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	条例第 11 条の規定に違反した者に対し、条例第 16 条の規定による「措置命令」を適用させることとします。	特例として建物の敷地外に附置することができることとされる「みなし駐車施設」については、従来、条例第 16 条による附置義務違反に対する「措置命令」は直接的に適用されていませんでしたが、今後、小田原駅周辺区域においては市長の承認なしにこの特例が適用されることを鑑み、「みなし駐車施設」についても直接的に措置命令を適用させることとします。